

令和4年度第1回多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

日 時 令和4年6月21日（火）14時00分～14時50分
場 所 多治見市役所駅北庁舎 4階第2・3会議室
出席委員 石田浩司委員、市橋栄子委員、井奈波文治委員、蒲悦子委員、倉橋誠委員、
柴田ひとみ委員、竹内恒夫委員、棚垣恵美子委員、玉置真一委員、名知清仁委員、
若尾敏之委員（あいいうえお順）
欠席委員 今井裕一委員、近藤泰三委員、中島伸広委員、夏目交授委員、樋崎恵子委員
事務局 澤田誠代市民健康部長、小川健二保険年金課長、
佐久間貴代給付グループリーダー、市岡孝臣年金国保グループリーダー、堀田順
弥収納グループリーダー、水野健司総括主査

14時00分開会

部 長	本日は、お忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。 ただいまから、令和4年度第1回多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開会いたします。 議事に入ります前に、市長からあいさつを申し上げます。
市 長	挨拶
部 長	本日の出席数は、定数16人中、11人のご出席をいただいております。従って、「多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第8条（出席1／2以上）」により、この会議が成立したことを報告いたします。 本日は、6月1日より公益代表（第3号委員）の委員の交代がございましたので紹介させていただきます。 （委員 紹介） 次に、本日会議に出席しております事務局職員を紹介します。 （事務局職員 紹介） 続きまして、市長より会長に諮問をさせていただきます。
市 長	（市長が諮問書を読み上げ、会長に渡す。）
部 長	これより議事に入りますので、これからの進行を会長に交代します。会長よろしく願いいたします。
会 長	審議に入ります前に、本会議につきまして、「多治見市情報公開条例第23条」の規定により、公開の対象とすることとします。傍聴人に関しては、事務局より「ない」旨を確認しています。 本日の議事録署名者に、倉橋誠委員及び玉置真一委員を指名します。よろしく

	お願いします。 それでは、これより諮問された議題に入ります。「議第 1 号 多治見市介護保険条例及び多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正するについて」事務局から説明をお願いします。
事務局	(議案 1 について説明)
会長	ただいまの説明について、質疑、意見はありませんか。
委員	意見なし
会長	ご質問ご意見ないようですので、本案については了承したいと思いますが、ご異議ございませんか。
委員	異議なし。
会長	ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。 次に、議第 2 号「令和 3 年度多治見市国民健康保険事業特別会計決算（案）について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	(議案 2 について説明)
会長	ただ今の説明について、質疑、意見はありませんか。
委員	意見なし
会長	ご質問ご意見ないようですので、本案については了承したいと思いますが、ご異議ございませんか。
委員	異議なし。
会長	ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。 次に、議第 3 号「令和 4 年度多治見市国民健康保険保険料率（案）について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	(議案 3 について説明)
会長	ただ今の説明について、質疑、意見はありませんか。
委員	多治見市の保険料は県の標準保険料率を適用した場合より低く抑えているとのことだが、一人当たりとしてはいくらほど低く抑えられているか。
事務局	試算と実際の差が 1 億円、被保険者 2 万 4 千人で割ると 1 人当たり 4 千円程度である。
委員	保険料の県統一はいつごろか。市の算定は不要となるのか。
事務局	令和 6 年度の統一は見送られた。いつまでにということは未定。 徴収方式の保険料方式と保険税方式の調整などの課題はあるが、市町村ごとの算定そのものは不要。

委 員	市町村の規模が違うので、料率の県内統一は難しいと思う。
事 務 局	統一した場合、多治見市の保険料は今より上がるのか。
事 務 局	県標準保険料のほうが高いので、多治見市の保険料は上がる可能性が高い。
事 務 局	国保を取り巻く状況は大きく変わってきている。若い世代が高齢者を支える制度設計だったのが、後期高齢者の方が国保加入者より多くなって来ることが見込まれる。支えている若い世代の収入が伸びないと、国保の将来が成り立たない。
委 員	協会けんぽの料率は、介護保険料を含め都道府県単位では統一されている。
事 務 局	県基準に、毎年少しずつ料率を近づけていく。上がる可能性が高い。
委 員	基金の繰入金についてどのようにしていくのか。
事 務 局	基金繰入が8億円ある。病気の流行で、例えばコロナ、インフルエンザなど突発的な事態に備え、月4億円程度は確保する必要がある。例えば、4年間1億円づつ繰り入れた場合、4年後にはどうするかを検討しなければならない。
会 長	ほかに質問はありませんか。
委 員	意見なし。
会 長	ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。
会 長	以上で、提案された議事及び報告等は、全て終了しました。
会 長	本協議会は、今回の諮問にあたり、本日の審議に基づき賛成する旨、答申を行うものとします。
委 員	全体を通して、ご質問、ご意見はありませんか。
委 員	今年の1月に1週間ほど入院した。その時に高額療養費を利用した。
委 員	皆さん制度をご存じなのか。1か月に上限に達していない場合は対象外のこともあるが不公平感はないか。
事 務 局	高額療養費に該当した場合は市から申請勧奨を行う。事前に限度額のわかる限度額証があれば事前に金額を請求しない。マイナンバー制度の普及により、病院によっては事前に限度額がわかる。
事 務 局	高額療養費制度は月単位だけではなく、4回目から限度額が下がる制度、年間単位の限度額などもある。
会 長	これをもちまして、本協議会を閉会します。本日はお疲れさまでした。

14 時 50 分閉会